

大分県報

令和四年
三月二十四日
（一）

（木曜日）

目次

公安委員会規則

- 大分県警察の組織に関する規則の一部改正……………一
交番等の設置に関する規則の一部改正……………二
警察本部訓令……………三
大分県警察総合企画運営委員会の設置に関する訓令の一部改正……………二
大分県警察の組織に関する訓令の一部改正……………三

○公安委員会規則

大分県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十四日

大分県公安委員会委員長 石 田 敦 子

大分県公安委員会規則第4号

大分県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

大分県警察の組織に関する規則（平成6年大分県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

日次中「前置機関の分掌事務」を「前置機関の分掌事務等」に改める。

第3条第2項の表の地域課の項中 「自動車警ら隊」を「自動車警ら隊」に改め、同表に次のように加える。

警 備	運 用	課	航 空	隊
-----	-----	---	-----	---

第5条の表中会計監査管理官の項を削り、同表中

「自動車警ら隊、航空隊及び機動捜査隊」を削り、同表の交通管制官の項の次に次のように加える。

副 隊 長	自動車警ら隊及び航空隊	警部の階級にある警察官	上司の命を受け、隊長を補佐し、隊の事務を処理する。
-------	-------------	-------------	---------------------------

第5条の表中

隊長補佐	第3条第1項の各隊並びに音楽隊、航空隊、鉄道警察隊及び機動捜査隊	警部の階級にある警察官、事務職員又は技術職員	上司の命を受け、隊長を補佐し、隊の事務を処理する。
------	----------------------------------	------------------------	---------------------------

所長補佐	科学捜査研究所並びに第3条第2項の刑事研修所及び各センターのうち必要なセンター	警部の階級にある警察官、事務職員又は技術職員	上司の命を受け、所長を補佐し、所又はセンターの事務を処理する。
------	---	------------------------	---------------------------------

所長補佐	科学捜査研究所並びに第3条第2項の刑事研修所及び各センターのうち必要なセンター	警部の階級にある警察官、事務職員又は技術職員	上司の命を受け、所長を補佐し、所又はセンターの事務を処理する。
隊長補佐	第3条第1項の各隊並びに音楽隊、鉄道警察隊、機動捜査隊及び航空隊	警部の階級にある警察官、事務職員又は技術職員	上司の命を受け、隊長を補佐し、隊の事務を処理する。

同表の主幹の項中「警部若しくは警部補の階級にある警察官、」を削り、同表の主幹の項中

令和四年三月二十四日

大分県報号外（公安委規則）

「警部補の階級にある警察官、」を削る。

第15条第8号中「、警察用航空機」を削る。

第18条の2第9号中「組織犯罪」を「特殊な捜査手法が必要となる詐欺その他の組織犯罪」に改める。
第27条に次の1号を加える。

(6) 警察用航空機の運用に関すること。

「第6条 附置機関の分掌事務」を「第6条 附置機関の分掌事務等」に改める。

第31条の7の見出し中「の分掌事務」を「における事務処理」に改め、同条中「つかさどる」を「処理する」に改め、同条第1号中「、所及び隊」を「（鑑識課及び運転免許課を除く。）及び隊（交通機動隊を除く。）」に改める。

第35条を次のように改める。

第35条 削除

第42条を次のように改める。

（航空隊の分掌事務）

第42条 航空隊においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 警察用航空機による災害その他の場合における警備実施及び警ら、遭難者の捜索救助その他の警察業務の支援に関すること。

(2) 警察用航空機の整備及び管理に関すること。

第47条の2第2項を次のように改める。

2 主幹、主査及び専門員は、事務職員をもって充てる。

第56条第2項を次のように改める。

2 主幹、主査及び専門員は、事務職員をもって充てる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月24日

大分県公安委員会委員長 石 田 敦 子

大分県公安委員会規則第5号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成6年大分県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の大分県警察署の部の鶴崎駅前交番の項中「、大字一の州、大字森の一部及び大字葛木の一部」を「及び大字一の州」に改め、同部の大在交番の項中「横塚1丁目の一部」を「横塚1丁目」に改め、同部の横尾交番の項中「大字森の一部」を「大字森」に、「大字葛木の一部」を「大字葛木」に改め、同部の坂ノ市交番の項中「横塚1丁目の一部、」を削り、同表の別府警察署の部の別府駅交番の項中「上原町、青山町、」、「、中央町、田の湯町、上田の湯町」、「、西野口町」及び「、山の手町」を削り、「及び大字別府の一部」を「、石垣東1丁目、石垣東2丁目、石垣東3丁目、石垣西1丁目、石垣西2丁目、石垣西3丁目、上野口町、天満町、大字別府の一部、大字南石垣の一部及び大字鶴見の一部」に改め、同部の南部交番の項中「大字浜脇、大字内成及び大字別府の一部」を「上原町、青山町、中央町、田の湯町、上田の湯町、西野口町、山の手町、大字浜脇、大字内成の一部、大字南立石の一部及び大字南立石の一部」に改め、同部の山の手交番の項中「大字南立石」を「大字南立石の一部」に、「及び大字鶴見の一部」を「、大字鶴見の一部、大字内成の一部、大字南石垣の一部及び大字北石垣の一部」に改め、同部の亀川交番の項中「、石垣東10丁目の一部、石垣西10丁目の一部」を削り、「大字亀川、大字南畑」を「大字亀川の一部、大字南畑の一部」に、「及び大字北石垣の一部」を「、大字北石垣の一部及び大字鉄輪の一部」に改め、同部の鉄輪交番の項中「、石垣東1丁目、石垣東2丁目、石垣東3丁目、石垣西3丁目」を削り、「石垣西10丁目、石垣西1丁目、石垣西2丁目、石垣西3丁目」を削り、「石垣西10丁目、上野口町、天満町、大字南石垣、大字鉄輪」を「石垣西10丁目、大字鉄輪の一部」に、「及び大字北石垣の一部」を「、大字北石垣の一部、大字亀川の一部及び大字南畑の一部」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 別表第1部 改正

大分県警察本部訓令第5号

警察本部

警察学

大分県警察総合企画運営委員会の設置に関する訓令（平成5年大分県警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月24日

大分県警察本部長 松 田 哲 也

第4条第2項中「警務部会計監査管理官」を削る。
附 則

この訓令は、令和4年3月24日から施行する。

大分県警察本部訓令第6号

警察本部
警察学校
警察署

大分県警察の組織に関する訓令（平成6年大分県警察本部訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月24日

大分県警察本部長 松田 哲也

第3条第1項の表の警務課の項中「働き方改革係」の次に「デジタル化推進係」を加え、同表中

自動車警ら隊	自動車警ら第一係、自動車警ら第二係
航空隊	管理係、航空係、整備係

「自動車警ら隊 自動車警ら第一係、自動車警ら第二係」に改め、同表の

人身安全・少年課の項中「児童虐待対策係、人身安全対策係、保護・行方不明係、子供・女性支援係、少年事件特別捜査班」を「人身安全対策第一係、人身安全対策第二係」に改め、「サポートセンター係」の次に「人身安全・少年事件特別捜査班」を加え、同表の捜査第二課の項中「特殊詐欺係」及び「特殊詐欺事件特別捜査班」を削り、同表の組織犯罪対策課の項中「犯罪収益解明係、組織犯罪特別捜査班、国際専門捜査係」を「国際専門捜査係、犯罪収益解明係、特殊詐欺係、組織犯罪特別捜査班、特殊詐欺事件特別捜査班」に改め、同表の交通規制課の項中「交通規制係」の次に「支援・指導係」を加え、同表中

「警備運用課 管理係、企画係、警備・警護係、実施係、災害係」を

「警備運用課 管理係、企画係、警備・警護係、実施係、災害対策係」に改める。

航空隊 航空係、整備係

第4条の表のサイバー犯罪事件捜査指導官の項中「警視」を「警部」に改める。
第7条中「事務分掌」を「分掌事務」に改める。
別表の2の刑事関係の項の25中「組織犯罪」を「特殊な捜査手法が必要となる詐欺その他の組織犯罪」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和4年3月24日から施行する。
（大分県警察会計監査規程の一部改正）
- 2 大分県警察会計監査規程（平成16年大分県警察本部訓令甲第19号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「警務部会計監査管理官」を削る。
（職員の特殊勤務手当支給規程の一部改正）

- 3 職員の特殊勤務手当支給規程（昭和54年大分県警察本部訓令第16号）の一部を次のように改正する。
第5条第2項第1号中「生活安全全部地域課長」を「警備部警備運用課長」に改める。
第3号様式中「生活安全全部地域課長」を「警備部警備運用課長」に改める。
（大分県警察当直規程の一部改正）

- 4 大分県警察当直規程（平成9年大分県警察本部訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項の表の交通管制センター当直の項中「警察本部別館庁舎」を削り、同表の航空隊当直の項中「地域課長」を「警備運用課長」に、「地域課の」を「警備運用課の」に改め、同表の警察学校当直の項中「けん銃射撃場」を「拳銃射撃場」に改め、同表の各警察署の当直の項中「かき」を「鍵」に改める。
（大分県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部改正）
- 5 大分県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程（平成28年大分県警察本部訓令第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1の警視の項中 企画官 を 企画官 に、 警視の階級にあ
「室長」を「室長」に、 「広報官」を「広報官」に、
「人事管理監」を「人事管理監」を「組織管理監」を「組織管理監」を「管理官」に、
「警視の階級にあ」を「管理官」に、

る対策官

に改め、「特殊詐欺・窃盗犯罪抑止対策官」及び「機動警察管理官」を削り、

「組織窃盗対策官」を「特別捜査隊長
犯罪被害者支援官」を「特別捜査隊長」に改め、「交通管理官」

を削り、「被害者連絡調整官」を「被害者連絡調整官」に改め、「災害対策官」、「特別

捜査隊長」、「暴走族対策官」、「通告官」及び「国際テロリズム対策官」を削り、同表

の警部の項中「警部の階級にある監察官」を「警部の階級にある監察官」に、

「隊長補佐」を「所長補佐」に改め、「児童虐待対策官」及び「警部の階級にある主幹
所長補佐」を「隊長補佐」

を削り、「地域指導官」を「地域指導官」に改め、同表の警部補の項中「警部

補の階級にある主幹」及び「主査」を削り、「警部補の階級にある係長」「係長
に改める。「課長代理」

別表第2の警視の階級相当職の項中「会計監査管理官」を削り、「室長」「参事
参事」を「室長

に、「次席」を「警視の階級相当職にある次席
副所長」を「警視の階級相当職にある副所長」に改め、同表の警部の階級相当職の

「指導官」を「警視の階級相当職にある指導官」に改め、同表の警部の階級相当職の

「調査官」を「警部の階級相当職にある次席
警部の階級相当職にある副所長」に改め、同表の警部の階級相当職にある指導官

「調査官」を「警部の階級相当職にある副所長
警部の階級相当職にある指導官」に、

「所長補佐」を「隊長補佐」

補佐」を「隊長補佐」に、「場長補佐」を「席主幹研究員」に改め、同表中

主査 巡査部長の階級相当 職にある専門員 主任	主任 主査 巡査部長の階級相当 職にある専門員	主任 主査 巡査部長の階級相当 職にある専門員	を
----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	---

主査 巡査部長の階級相当 職にある専門員 主任 巡査部長の階級相当 職にある少年補導職 員	主任 主査 巡査部長の階級相当 職にある専門員	主任 主査 巡査部長の階級相当 職にある専門員 巡査部長の階級相当 職にある少年補導職 員	に改める。
---	----------------------------------	---	-------

6 大分県警察における災害警備実施に関する規程（平成25年大分県警察本部訓令第9号）

の一部を次のように改正する。
第26条中「生活安全部地域課航空隊、交通部高速道路交通警察隊等」を「交通部高速道路
交通警察隊、警備部警備運用課航空隊等」に改める。

(大分県警察における航空隊の運用に関する規程の一部改正)
7 大分県警察における航空隊の運用に関する規程（平成27年大分県警察本部訓令第16号）

の一部を次のように改正する。
第1条中「生活安全部地域課航空隊」を「警備部警備運用課航空隊」に改める。

第2条中「生活安全部地域課長（以下「地域課長」を「警備部警備運用課長（以下「警
備運用課長」に改める。

第3条、第5条、第6条及び第12条中「地域課長」を「警備運用課長」に改める。